

仕 様 書

1. 件名

地域公民館等消防設備修繕

2. 履行場所

別紙対象公民館一覧のとおり

3. 期間

契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで

4. 修繕内容

消防法第17条および消防法施行令第21条ならびに第24条、第26条の規定に基づき、町内地域公民館等に設置された消防用設備（誘導灯・自動火災報知設備・非常警報設備）の不良箇所を修繕するもの

5. 消防設備修繕の種類と数

別紙対象公民館仕様書のとおり

6. 作業員の資格

消防法、消防法施行規則、消防法施工令および関連する法令等に定められた、修繕に必要な資格を有する者

7. 報告書の提出

修繕完了時には速やかに報告書を発注者に提出すること。

8. 消防署への報告および検査

修繕に係る管轄消防署への届け出および立会検査が必要な場合は、受注者において対応すること。

また、当該手続きに伴い発生する費用は、受注者の負担とする。

9. その他

(1)消防法、消防法施行規則、消防法施工令および関連する法令、ならびに管轄消防署が定める検査基準を満たすよう修繕を図ること。

(2)参考図面は、建築当初のものであり、現況と異なる部分があるため、留意すること。

(3)入札金額には、当該修繕に係る一切の費用を含めた税抜き金額を記載すること。

(4)この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議の上決定するものとする。